

第 7 章（第 2 節 第 40 条～第 45 条）

条 文	解 説
（市民自治の定義） 第 4 0 条 市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。 2 市民自治活動の主体は、自治会、ボランティア、N P O 等の市民活動団体及び事業者をいい、これには個人も含まれるものとする。	【解説】 <第 1 項> 市民自治の概念が一般的に定着していないため、定義を設けました。各地の自治体の事例ではコミュニティという表現を用いているところもありますが、より具体的な日本語で表現すれば生駒市域全域もしくは共同体意識の形成が可能な一定の地域における、市民主体のまちづくりの活動をいいます。なお、共同体意識の形成が可能な一定の地域とは、自治会に代表されるように、地縁のつながりの中で自分たちの地域をよくしていこうとする意識や気持ちを共有できる人たちで構成される一定の区域を意味します。 <第 2 項> 市民自治の活動主体は、地縁系団体である自治会やテーマ系団体のボランティア、N P O 等の市民活動団体及び事業者をいい、これには個人も含まれるとした規定です。行政だけでは解決できない地域の課題などについて、当該地域にかかわるさまざまな活動主体が、それぞれの役割や自主性を尊重しあいながらまちづくりを行うことを示しています。

主な取組状況 （進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例 の運用状況	前回の見直し時の 推進委員会での意見	意見に対する対応 （対応していない場合はその理由）	条文・条文解説 で変更が必要と 思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
			1 市民は、住民自治の直接責任者であり、団体自治を間接統制する責任者でもあると考えます。		特になし	【以下、条文・解説に対する意見】 ・まちづくりと市民自治活動との再定義が必要と思われます。（中川委員長） ・条文 2 項の「市民自治活動」に関する定義が明確ではありません。解説文では「市民自治の活動主体（「市民自治活動の主体」ではない）」となっていて、1 項の市民自治の解説を受けた「地縁のつながりの中で…」を受けた一定の区域での活動と推察できます。しかし、42 条ではもっと広く（一定地域に収まらないテーマ型も含めた）市民活動全般を対象に行政が支援するように読み取れます（18 条の「まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重」に近いかと）。 そもそも 2 条 6 で定義した「まちづくり」と、40～43 条で多用される「市民自治活動」とはどう違うのですか？まちづくり活動全般の中で「市民自治活動」は 43 条で定義する市民自治協議会等が行う活動ということでしょうか？（相川委員） 【企画政策課】※回答は資料 2 参照 ・第 1 項で、市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う「活動」と定義していますが、2 項では、「市民自治活動」と表現しています。市民自治が活動を指すのであれば、第 2 項においても「市民自治の主体は～」でよいのではないのでしょうか。あえて「活動」を付する必要があるのでしょうか。（41、42 条も同様）（平阪委員） ・前回の意見 6 にあった「地域特性の把握」について、統計データなどをまとめた「地域カルテ」的なものの作成や当該地域への公表・共有はされていますか？（相川委員） 【以下、地域コミュニティ推進課】 ・40 条について「主な取組状況」等の記載がないのは奇異な感じがします（前回の見直しでも意見がたくさん出ている箇所なのに…） 市長肝いりの「まちのえき」事業などは（42 条に複合型コミュニティ支援補助金として）ほかの補助金と同じ並びで掲載されていますが、むしろ 40 条で打ち出すべき事業ではないのですか？（相川委員）
			2 ボランティアや NPO、コミュニティへの人材教育のシステムをもっと有機的に繋いでほしいと思います。それには生涯学習などの役割のリニューアルも必要だと考えます。			
			3 中間支援のためのまちづくりコンサルタントの導入や、市民をコミュニティのトレーニング 学校などで養成、認定し、地域に派遣するなど、地域コミュニティの人材育成をしていく必要があると考えます。	（地域コミュニティ推進課） 3 複合型コミュニティ（まちのえき）づくり事業において、中間支援の仕組みについて検討を行っている。市民自治協議会支援事業においては、協議会の設立・発展に向けてワークショップを行うことで地域のプレイヤーの発掘・育成を行っている。		
			4 地域の人口構成や環境などにより、地域課題が変わる可能性が高いと考えられるので、自主性・積極性を誘導するための仕組みづくりも重要ではないかと考えます。	（地域コミュニティ推進課） 4 複合型コミュニティ（まちのえき）づくりに取り組む自治会に向け、事業計画策定ワークショップを行うことで、地域住民が自主的に地域課題の解決方法を考えられるような機会を設けている。		
			5 行政として地域担当制職員を置いて、地域を見ていかなければいけないと思います。			
			6 地域にはそれぞれ地域特性があるので、それらを十分把握した上での支援等が必要と考えます。			

第 7 章（第 2 節 第 40 条～第 45 条）

					・複合型コミュニティ（まちのえき）づくり事業は、当初市内に 100 か所作る予定で始まったと思います。現在活動されている団体を紹介してください。（藤田委員） 【地域コミュニティ推進課・市民活動推進センター】※回答は資料 2 参照 ・市民がまちづくり活動に参画しやすくなる、市の支援は何があるのか？その対象と内容は？（正垣委員） 【2→市民活動推進センター・生涯学習課、5・6→地域コミュニティ推進課】※回答は資料 2 参照 ・前回の見直し時の推進委員会での意見に対する「2・5・6」の対応を教えてください。（清水委員）
--	--	--	--	--	--

第 7 章（第 2 節 第 40 条～第 45 条）

条 文	解 説
（市民自治に関する市民の役割） 第 4 1 条 市民は、市民自治活動の重要性を認識し、自ら市民自治活動に参加するよう努めなければならない。 2 市民は、市民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。	【解説】 <第 1 項> 補完性の原則に基づき、まず市民自身が市民自治活動の重要性を認識し、その担い手として積極的に市民自治活動に参加することを市民の努力義務として規定しています。 <第 2 項> 市民自治活動への参加に加えて、自らの判断に基づき、市民自治活動を行う団体等を支援することも市民の努力義務として規定するものです。

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署																								
（地域コミュニティ推進課・市民活動推進センター） ■自治会加入率 75.34%（R5.4.1 現在） ※H30：78.67% R1：77.82% R2：77.18% R3：76.55% R4：75.91% ■市民活動推進センターららポート登録団体数（R4.4.1 現在 89 団体） ■地域活動への参加状況（「市民満足度調査」より）（%） <table><tr><td>活動内容</td><td>H22</td><td>H24</td><td>H27</td><td>H29</td><td>R2</td></tr><tr><td>自治会活動</td><td>58.3</td><td>59.4</td><td>57.1</td><td>56.5</td><td>50.7</td></tr><tr><td>地域への清掃・美化活動・リサイクル活動</td><td>47.5</td><td>49.1</td><td>47.9</td><td>47.1</td><td>43.2</td></tr><tr><td>地域の祭り・伝統芸能などの保存伝承</td><td>31.8</td><td>32.0</td><td>23.5</td><td>25.0</td><td>22.7</td></tr></table> ※「よく参加している」、「時々参加している」の合計。） R4 年度から市民実感度調査に名称が変更となり、調査項目も変更されたことから、上記の調査が終了した。 参考：市民実感度調査より 「まちづくりに関心を持ち、地域活動や市民活動の理解を深め、活動している」かの問いに「十分取り組んでいる」「取り組んでいる」「少し取り組んでいる」と回答した割合 R4：33.8% 「自治会活動などの地域のコミュニティ活動に参加、協力している」かの問いに「十分取り組んでいる」「取り組んでいる」「少し取り組んでいる」と回答した割合 R4：54.8%	活動内容	H22	H24	H27	H29	R2	自治会活動	58.3	59.4	57.1	56.5	50.7	地域への清掃・美化活動・リサイクル活動	47.5	49.1	47.9	47.1	43.2	地域の祭り・伝統芸能などの保存伝承	31.8	32.0	23.5	25.0	22.7			第 40 条と同様		特になし	【企画政策課】※回答は資料 2 参照 ・生駒市は、市外の人から市民活動が活発な街と言われることが多い。 市民実態度調査の結果は、市としてどう受け取っているのか？目標値はあるのか？（正垣委員） 【地域コミュニティ推進課】 ・市民自治の活動は、地縁に基づく組織的な活動が念頭に置かれているように感じましたが、今後、高齢化もあって地縁的なつながりを維持し続けるのは、難しくなってくると思います。地縁にこだわらない取り組みも起こしていく、新たなつながりも作っていくような支援が必要になってくるのではないかと思います。（平阪委員） 【地域コミュニティ推進課】 ・自治会加入率、地域活動への参加状況が年々落ちていますが、対する課題はどのようなことが考えられますか。（清水委員）
活動内容	H22	H24	H27	H29	R2																									
自治会活動	58.3	59.4	57.1	56.5	50.7																									
地域への清掃・美化活動・リサイクル活動	47.5	49.1	47.9	47.1	43.2																									
地域の祭り・伝統芸能などの保存伝承	31.8	32.0	23.5	25.0	22.7																									

第 7 章（第 2 節 第 40 条～第 45 条）

条 文	解 説
（市民自治に関する自治体の役割） 第 4 2 条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う市民自治活動を尊重しなければならない。 2 市は、自治会、ボランティア、N P O 等の市民活動団体が行う非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援するものとする。	【解説】 ＜第 1 項＞ 市の市民自治活動に対する認識を確認する規定です。 ＜第 2 項＞ 市民自治活動は、自主、自立したものが原則であることから、市による支援については、補完性の原則に基づき、あくまでも「必要に応じて」行うことを規定しています。自立した市民自治の活性化は自治体全体の強化につながり、地域社会自体が豊かになることから、こうした公益性のある市民自治活動に対する行政からの支援を保障するものです。ただし、もっぱら営利を目的として行っている活動や、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援している活動、特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持している活動などは、支援の対象とはなりません。

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
（防災安全課） ■出前講座等の実施 災害時における自助、共助意識の高揚と防災知識・技術の普及等のため、自主防災会が行う訓練や研修会等に対し市職員を派遣し指導を行っている。	（防災安全課） ■東日本大震災等の大規模災害後のしばらくの間は市民の防災意識も高く訓練等の行われる機会も多いが、年数が経つにつれ意識が薄れ訓練等の機会も減少する傾向にある。また、働き盛り世代や若年世代が防災訓練や防災講座等に気軽に参加してもらう工夫が必要		第 40 条と同様		特になし	
（防災安全課） ■自主防災会活動補助金の交付 自主防災会の基盤整備と活動の活性化を推進するため、自主防災会に対し、条件によって①資機材等新規整備補助金、②資機材等追加整備補助金、③活動推進補助金を交付している。	（防災安全課） ■資機材未整備の自主防災会が少なくなってきたため、資機材新規整備補助金については廃止するなど見直していく必要がある。					
（防災安全課・消費生活センター） ■くらしのサポーター養成事業 高齢者を中心とした消費者被害の未然防止や早期の被害救済に繋げるための講座を開催 サポーター会議を開催 H30 年度:4 回、R 元年度:3 回、R2 年度:2 回 公開講座を開催 H30 年度:2 回(24 人、27 人)、R 元年度:1 回(36 名)、令和 2 年度:1 回(16 名) サポーターの高齢化に伴い、令和 3 年度以降はサポーター会議を休止して公開講座のみ開催している。	（防災安全課・消費生活センター） ・地域の支え合いを今後どのようにしていくかが課題である。					【防災安全課・消費生活センター】※回答は資料 2 参照 ■くらしのサポーター養成事業 サポーターの高齢化に対して、どのような対策をなさっていますか？また、どのようなことが必要だと考えられますか。（清水委員）
（地域コミュニティ推進課） ■自治連合会への支援 市内の 128 自治会で組織された自治連合会への事務的支援	（地域コミュニティ推進課） ・さらに自主的自立的な市民自治活動が行われるよう支援していく必要がある。					【以下、地域コミュニティ推進課】 ・再任用職員など、地域担当職員の配置は有効と考える。（中尾委員） ・自治振興補助金交付対象の条件は何か？（正垣委員）
（地域コミュニティ推進課） ■自治振興補助金の交付 本市行政との協働を推進し、各種行政事務事業及び住民自治意識に基づく生活環境の整備等住み良い地域社会づくりに寄与している自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付。	（地域コミュニティ推進課） ・年々、厳しさを増す市の財政状況における補助金の維持と、自治会への負担軽減					

第 7 章（第 2 節 第 40 条～第 45 条）

(地域コミュニティ推進課) ■集会所新築等補助金 地区住民の自治会活動を奨励するため、活動拠点である地区集会所の新築、増築、改築、改修又は太陽光発電システム設置を行った自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付。 (地域コミュニティ推進課) ■地域コミュニティ ICT 活用事業補助金 地域活動の推進や業務の効率化のために ICT を活用した事業に新たに取り組む自治会に対して予算の範囲内において補助金を交付。 (地域コミュニティ推進課) ■地域まちづくり活動支援補助金 地域の課題を解決するため、自治会、NPO等の多様な主体で構成される市民自治協議会及び設立を目指して活動を行う団体が実施する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付。 市民自治協議会(2か所)、準備会(1か所)に地域まちづくり活動支援事業補助金を交付。また、協議会や準備会の組織の基盤強化のため、当該地域の課題やニーズなどの話し合いを進め活動の充実を図るワークショップの開催を支援している。 (地域コミュニティ推進課) ■複合型コミュニティ支援補助金 地域のあらゆる主体がそれぞれの役割と相互に関わる場を持ち、時には参加者として、時には企画・運営側としてコミュニティに参画することで、地域に必要なあらゆる分野の活動が自律的に生まれる一定範囲内における様々な主体間のつながりの構築に向けて自治会が新たに取り組む事業「まちのえき」に補助金を交付している。【複合型コミュニティ(まちのえき)実施自治会数 14自治会(R5.11.1時点)】 (市民活動推進センター) ■マイサポいこま(生駒市民が選択する市民活動団体支援制度) 公益事業を行う市民活動団体の財政的支援の拡充を図るとともに、団体が提案する事業に対して、市民が支援したい事業を選択し、届出することで、市民活動への理解や関心を高める。 <table><tr><td></td><td>H31</td><td>R2</td></tr><tr><td>提案事業数</td><td>15</td><td>9</td></tr><tr><td>届出率(%)</td><td>5.61</td><td>3.01</td></tr></table> 【マイサポの提案事業と市民の届出率】 ■まちサポいこま(生駒市地域・社会活動創出支援事業:R3 年度～ 市民活動の更なる促進及び発展を図り、自立的に公益活動を行う地域社会を推進するために、様々な地域課題や社会課題の解決に繋がる事業を行う団体等に対する補助金を設立。 <table><tr><td></td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>提案事業数</td><td>2</td><td>4 (1)</td><td>6 (3)</td></tr></table> 【まちサポいこまの提案事業数】 ※()は新規採択団体数		H31	R2	提案事業数	15	9	届出率(%)	5.61	3.01		R3	R4	R5	提案事業数	2	4 (1)	6 (3)	(地域コミュニティ推進課) ・高齢者の多い地域におけるデジタルデバйд等の対応が急務である。 (市民活動推進センター) ・市民の届出によって継続的に活用できる補助金であるが、市民活動団体の自立や発展性につながっていくような支援がさらに必要であることから、R3 年よりより公益性・継続性の高い事業を始めるためのステップアップを目的に制度に見直しを行った。 ・事業の周知を図り、採択事業が制度の目的に沿って自立的に発展し、アドバイザー会議の助言を基にした伴走支援の在り方を検討。					・集会所の利用状況は把握しているか？補助の対象として適切か？（正垣委員） 【地域コミュニティ推進課・デジタル推進課】※回答は資料 2 参照 ・高齢者の多い地域におけるデジタルデバйд等への対応策ですでに実施されていることはありますか？（清水委員） 【以下、市民活動推進センター】※回答は資料 2 参照 ■マイサポいこま 提案事業数の減少はコロナ禍以外の理由があればお示しください。（清水委員） ・マイサポいこまはとてもいい仕組みだと思いますが、提案事業数が少ないと思う。その原因は何か？ 対策はあるのか？（正垣委員） ■まちサポいこま コロナ禍においても、提案事業数が伸びている有力な要因があれば、他の事業でも共有できればと思います。（清水委員）
	H31	R2																					
提案事業数	15	9																					
届出率(%)	5.61	3.01																					
	R3	R4	R5																				
提案事業数	2	4 (1)	6 (3)																				

第 7 章（第 2 節 第 40 条～第 45 条）

（市民活動推進センター） ■市民活動推進センターでの相談事業 ボランティアなどNPO活動を行いたい方や団体と活動を受けたい方や団体とをつなぐ（マッチング）。 （市民活動推進センター） ■市民活動創発プラットホーム「BASE 生駒」事業 学びと実践を繋ぐ市民活動創発プラットホーム「BASE 生駒」を立ち上げ、新たなアイデアを持った市民がそのアイデアを実践に移すための場づくりを行っている。具体的には「人々が自由に集い、交流できる場」としてららぽーとを拠点に地域にも出かけ、「知る・共感する・動く・集まる・シェアする機会」を創出する。 令和4年度実績 講座等開催数 18 回 参加人数 187 人 交流会等 2 回 参加人数 96 人 新たに実践に繋がった事業数 1 事業 （SDGs 推進課） ■いこまSDGsアクションネットワーク 生駒市内でSDGs達成に向けた取組や活動を実施する企業、団体教育機関等が相互に連携しながら、多様な取組を具体化するためのプラットフォームとして令和3年 10 月に設立。会員の取組の活性化を図るため、マッチング機会の創出や事業補助金交付による支援を実施。 ■自主的に実施される環境活動への支援 ・エコ・ネットいこま エコ・ネットいこまは、市民・事業者・行政が対等な立場で参画し、第 2 次環境基本計画に基づく環境活動を推進してきた生駒市環境基本計画推進会議（ECO-net 生駒）の取組を引き継ぎ、同計画期間の満了とともに、市民団体として再スタートした。生駒市は、エコ・ネットいこまの活動に対し、取組の広報等の活動支援を実施。 ・一般社団法人 市民エネルギー生駒 市民出資を募って設置・運営する市民共同太陽光発電事業に対し、無償による公共施設の屋根貸し等の支援を実施。 （人権施策課） ■人権教育地区別懇談会の実施 暮らしの中で人権を尊重できる地域づくりとあらゆる差別の解決を目指して、市民の正しい理解と認識を培い、地域社会の中に人権意識の高揚を図るため、地区ごとに懇談会の開催を依頼している。 生駒市の全自治会を①北、②西・中、③南のブロックに分け、各自治会の協力を得て、年間で巡回している。 懇談会の内容（DVD の上映、参加者意見交換、アンケートの実施など） （人権施策課） ■じんけん DVD の貸し出し 毎年、全自治会に啓発用じんけん DVD の目録を配布し、自治会活動等で活用して頂いている。	（市民活動推進センター） 登録団体の高齢化に伴うメンバーや活動資金不足、組織力の低下が課題。 （市民活動推進センター） 若年層等をターゲットに、新たに市民活動に関わる人材の発掘と育成、事業の創出が今後の課題となっている。					
--	--	--	--	--	--	--

第 7 章（第 2 節 第 40 条～第 45 条）

（環境保全課） ■自治会清掃 道路、公園等の清掃活動を実施される自治会に対し、ごみ袋の提供及びごみの回収等自治会への物的支援を行う。 （環境保全課） ■東生駒川アジサイ育成業務事業 自治会員によるアジサイの育成活動を支援するため、辻町自治会と環境美化協定書を締結し、草刈り及び活動に必要な物品等の支給又は貸し出しを行っている。 （環境保全課） ■地域環境整備事業 飼い主が不明な猫がむやみに繁殖するのを予防し、地域の生活環境の改善を図るため、避妊・去勢手術を行う自治会に対して、手術費の一部を助成する。地域ねこ活動を行う市民を地域ねこ活動サポーターとして公募し、認定している。 （環境保全課） ■集団資源回収補助金 ごみの減量化及びごみ問題に対する意識の高揚を図るため、古紙等の再資源化活動を自主的に実施している市内の子ども会・老人会・自治会等に対して、回収量に応じた補助金を交付し、活動を支援する。 （環境保全課） ■ごみ集積施設設置整備事業補助金 ごみの散乱防止を図り、地域住民の公衆衛生の向上並びに環境美化の促進を図る。 交付対象:ごみ集積場の新設又は改修実施自治会 補助金:補助対象経費の1／2(千円未満切り捨て)、限度額 30 万 交付条件:10 世帯以上(事前申請) （福祉政策課） ■生駒市老人クラブ連合会活動補助金 小学校校区老人クラブ連合会と単位老人クラブの生きがい活動、地域活動、健康増進活動等の活動をより推進していくために、補助金を交付する。 （地域包括ケア推進課） ■生活支援体制整備事業 高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくため、概ね中学校区単位において、定期的な情報共有・連携強化の場(第2層協議体)の設置を進める。 （地域包括ケア推進課） ■ボランティア養成講座 地域で介護予防・健康づくりに取り組んでいただける人材の養成を行う。H29,H30は老人クラブ連合会と協働し、会員を対象に実施。 (H30:延べ 443 人 R1:延べ 68 人、R2:延べ 0 人、R3:延べ 74 人、R4:延べ 23 人参加)(第 18 条の再掲)						【環境保全課・福祉政策課・地域包括ケア推進課・管理課】 <u>※回答は資料 2 参照</u> 活動における課題はありませんか？（清水委員）
--	--	--	--	--	--	--

第 7 章（第 2 節 第 40 条～第 45 条）

（地域包括ケア推進課） ■認知症サポーター養成事業（キャラバンメイト養成研修） 認知症に対する正しい知識と理解を持った「認知症サポーター」を養成し、認知症になっても安心して暮らしていける地域づくりを目指す。また、認知症サポーター養成講座の講師を行うキャラバンメイトを養成する。 （R4 年度末までで延べ 14,565 人のサポーターを養成） （地域包括ケア推進課） ■介護予防教室（わくわく教室、地域型のびのび教室、いきいき百歳体操） 住民主体による 65 歳以上の高齢者を対象とした、各種レクリエーション（わくわく教室）、体操（地域型のびのび教室）、重りをつけて座って体操を行う教室（いきいき百歳体操）を支援。 （R4 年度末：わくわく教室 9 教室、地域型のびのび教室 24 教室、いきいき百歳体操 99 教室） （管理課） ■地元施行道路舗装補修工事材料支給 市が管理する道路、河川及び排水路について、地元が舗装、排水工事及び碎石散布等軽易な工事を施行する場合、その材料を無償で支給することができる。 （みどり公園課） ■コミュニティパーク事業 街区公園等を対象に地域住民が主体となって、ワークショップ形式で、公園の使い方や育て方などのアイデアを計画案としてまとめ、市と協働して使いやすい公園にリニューアルする事業。自治会との地域課題に対応したプロジェクト。 （みどり公園課） ■公園・緑地の環境整備 公園・緑地内の樹林地整備（下草刈り・除間伐など）やごみ清掃などを市民ボランティア団体が中心となって実施。市はごみの回収や緑化啓発看板の設置、広報活動などを行う。 （みどり公園課） ■地域で育む里山づくり事業 市民の自主的な参加による森林整備活動として、里山林整備を行う団体に対して補助金を交付する。 （みどり公園課） ■樹林地バンク制度 整備を希望する市街化区域内樹林の所有者と活動場所を求める樹林保全活動グループに登録いただき、市がお互いを仲介して、未整備の市街化区域内樹林の保全を進める事業制度で、その際、整備方法などに関し自然生態アドバイザー（森林アドバイザー）の意見を聞いていただくことも可能。							（みどり公園課） ・地域住民の温度差を解消し、完成後の公園を継続的に維持管理していくための体制づくりができていないケースがある。なお、継続していく中で、希望する自治会が減少したため、令和元年度をもって事業を終了した。 （みどり公園課） ・R3年度からは国の森林環境譲与税を活用し実施している。 整備団体の高齢化が進行している。 （みどり公園課） ・樹林地、樹林保全活動グループは平成 28 年度から新規登録がない。	【みどり公園課】※回答は資料 2 参照 ・地域の里山づくり事業の対象地はどこか？ 何に対して補助をしているのか？それは有効か？ 森林環境譲与税の他の使い道はあるのか？（正垣委員）
--	--	--	--	--	--	--	--	---

第 7 章（第 2 節 第 40 条～第 45 条）

（みどり公園課） ■みんなでつくろう駅前花だん 平成31年4月から、ふろーらむで活動するボランティアを中心に、生駒市の玄関口である生駒駅の花壇をフラワーボランティアの手で手入れ・管理し、花を自分で植えることで、花への意識付けを行い、実地学習等を通じ、新たなボランティアメンバーの募集・人材発掘を目的とする	（みどり公園課） ・参加者が固定されてきており、新たな参加者の募集・人材発掘の方法を考えていく必要がある。					
（みどり公園課） ■市民の森事業 市が一定期間、樹林地の所有者から土地を無償で借り上げて整備し、広く市民に憩いの場として開放している。維持管理については周辺住民や市民ボランティア団体等による自主的な活動を行っている。	（みどり公園課） ・市民の森の日常の維持管理や保全、利活用は、ボランティアや地元の住民が中心となり行なう事業であるが、市民の森の定例活動に参加される住民の数が少ない。					
（みどり公園課） ■花と緑のわがまちづくり助成制度 まちなかに花や緑を植栽・育成し、花と緑と自然のまちづくりを推進する自治会等の団体に対し、予算の範囲内で助成金を支給する。						
（みどり公園課） ■都市公園等の維持管理 公園・緑地等の維持管理業務（清掃、草刈、不法投棄の通報、遊具の点検、グラウンド整備等）を地元自治会等が中心となり行う。	（みどり公園課） ・各地区とも高齢化が進み、委託解消を希望する自治会等が増加傾向にある。					
（教育指導課） ■地域学校協働活動 ・R2～ 生駒市地域ぐるみの児童生徒健全育成推進事業から地域学校協働活動へと移行。 子どもの見守り活動としてのパトロールなどを継続して実施。						
（スポーツ振興課） ■スポーツ推進に伴う各種補助金の交付 生駒市自治連合会が地区別に実施するスポーツ活動事業や、（一財）生駒市スポーツ協会及びスポーツ協会加盟団体等のスポーツ活動の強化や活性化を図るための事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付。						
（スポーツ振興課） ■総合型地域スポーツクラブ推進・支援事業 市民が身近な地域で気軽にスポーツ活動が行えるよう総合型地域スポーツクラブの活動内容等の周知啓発を行うとともに、各地域の実情に応じたクラブを育成するため、関係団体等と連携。	（スポーツ振興課） ・地域スポーツの中心的存在として活躍が期待されている「総合型地域スポーツクラブ」は、地域住民の認知度や理解度が低く、クラブの会員数が伸び悩んでいるため、今後は、総合型地域スポーツクラブの存在を、より多くの市民に正しく伝えていく必要がある。					【教育指導課】※回答は資料 2 参照 ・コミュニティ・スクールの設置、活動実態はいかがでしょうか。また、学校のクラブ活動、登下校の安全管理等の地域への移行はどうなっていますか。（中川委員長）

第 7 章（第 2 節 第 40 条～第 45 条）

条 文	解 説
（市民自治協議会等） 第 4 3 条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において、自治会、N P O 等の多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織（以下「市民自治協議会」という。）を設置することができる。 2 市民自治協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら市民自治活動を行うものとする。 3 市は、市民自治協議会の活動に対して必要な支援を行うことができる。 4 市は、各種計画の策定及び政策形成に当たっては、市民自治協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。 5 市は、市民自治協議会の意向により、事務事業の一部を当該市民自治協議会に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。 6 前各項に関することは、別に定める。	【解説】 ＜第 1 項＞ 地域の特性や資源をいかした個性豊かな市民自治活動を行っていくためには、地理的条件など地域特性を共有する一定のまとまりのある地域を基本に、自治会、N P O 等の多様な主体がまとまって活動することが必要であり、そうした組織（市民自治協議会）の設置について規定するものです。 なお、一定のまとまりのある地域とは、自治会等の基礎的な地縁組織の連携が可能な小学校区程度の区域を意味します。 ＜第 2 項＞ 市民自治協議会は、当該地域の市民のほか、当該地域とかかわりのある市民（事業者、各種団体等を含む）に開かれた、透明性のあるものとするとともに、市や関係する組織と連携して協働によって活動することを規定しています。 ＜第 3 項＞ 市は、市民自治協議会に対し、助成金の交付や職員の派遣、活動拠点施設の整備など必要な支援を行うことができることを規定しています。 ＜第 4 項＞ 市は、総合計画をはじめとする市の計画策定や事業及び施策の推進に当たっては、市民自治協議会が策定した地域計画（地域ビジョンなど）との整合に配慮するとともに、市民自治協議会の意見等を尊重しなければならないとする規定です。 ＜第 5 項＞ 市は、それまで市が行ってきた地域内の公共施設の管理や公共サービスの提供等について、市民自治協議会から求められたときは、できる限り市民自治協議会が市に代わって行えるよう配慮することを規定するもので、この場合、サービス提供等に係る経費を支払うなど必要な措置を講じるものとしています。 ＜第 6 項＞ 市民自治協議会に関する詳細事項は、十分な検討や調整を行った上で、別に条例で定めることとしています。

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
（企画政策課） 総合計画審議会委員に生駒市自治連合会を代表して、1 名参加いただいております、様々な意見をいただいております。 （地域コミュニティ推進課） ■市民自治協議会設立に向けてマニュアル作成 市民自治協議会設立に向けての流れ・イメージを記載したものを市民自治推進委員会で検討した。 （地域コミュニティ推進課） ■「市民自治協議会認定要綱」の制定 市民自治推進委員会において、市民自治協議会の認定に向け、その要件を定める要綱案の検討を行い（H27 年度）平成 28 年度から施行。 （地域コミュニティ推進課） ■市民自治協議会の設立 ・「やまびこネットワーク」 （壱分小学校区）H28 年度認定 ・「あいさつタウン・南ネットワーク」 （生駒南・生駒南第二小学校区）R1 年度認定 （地域コミュニティ推進課） ■市民自治協議会準備会の設立	（地域コミュニティ推進課） ・市民自治協議会や準備会の設立が確実に進んでいるが、市域全体では、十分に周知されているとはいえず、市民自治協議会の意義やメリットをもっと具体的に伝えていく必要がある。		第 40 条と同様		特になし	

第 7 章（第 2 節 第 40 条～第 45 条）

・「鹿ノ台中学・小学校区防災協議会」 （鹿ノ台小学校区） ・「中地区健康まちづくり協議会」 （生駒・桜ヶ丘小学校区） （地域コミュニティ推進課） ■市民自治協議会の周知のためのリーフレット作成 ・市民自治協議会や準備会等の活動を紹介したリーフレット「みんなのいこま～これからのまちづくりを考えよう～」を作成し、ワークショップや市政研修会の際に参加者に配布し、市民自治協議会への理解の促進や意識高揚を図った。（H30 年度） （地域コミュニティ推進課） ■地域まちづくり活動支援補助金交付 市民自治協議会及び設立準備会（3 団体）へ援補助金を交付。 ・市民自治協議会（事業費相当額・上限 50 万円） ・市民自治協議会設立準備会（事業費の 1/2 補助・上限 50 万円） （地域コミュニティ推進課） ○R1 年度 （実施団体） ・やまびこネットワーク ・中地区健康まちづくり協議会 （概要） ・地域の課題やテーマの認識 ・地域の資源や人材の洗い出し ・テーマに関する具体的な活動の構築等 ○R2 年度 （実施団体） ・やまびこネットワーク ・中地区健康まちづくり協議会 ・鹿ノ台中学・小学校区防災協議会 （概要） ・これからのまちづくりについて講演会及び意見交換等 ○R3 年度 （実施団体） ・やまびこネットワーク ・鹿ノ台中学・小学校区防災協議会 （概要） ・地域の現状や課題の共有 ・これからのまちづくりについて講演会及び意見交換等 ○R4 年度 （実施年度） ・中地区健康まちづくり協議会 ・鹿ノ台中学・小学校区防災協議会 （概要） ・地域の現状や課題の共有 ・これからのまちづくりについて講演会及び意見交換等						
---	--	--	--	--	--	--

第 7 章（第 2 節 第 40 条～第 45 条）

条 文	解 説
（市民投票） 第 4 4 条 市長は、市政にかかわる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、市民投票の制度を設けることができる。	【解説】 市の重要な政策判断が必要な事項については、市民に対する意思確認の手段として、市民投票ができることを定めています。 平成 2 6 年 6 月に生駒市市民投票条例を制定しました。 《既存の法律など》 【生駒市市民投票条例】 （目的） 第 1 条 この条例は、市政にかかわる重要事項について、生駒市自治基本条例（平成 2 1 年 6 月生駒市条例第 2 0 号。以下「自治基本条例」という。） 第 4 4 条及び第 4 5 条の規定による市民投票の実施に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画を推進し、もって市民自治の確立に資することを目的とする。

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
（地域コミュニティ推進課） ■常設型市民投票条例制定（平成 26 年 6 月） 【経緯】 ・平成 21 年度 市民自治推進会議及び庁内関係各課によるプロジェクトチームにて条例案の検討 ・平成 22 年度 パブリックコメント、アンケートの実施（11 月）など ・平成 23 年度 市民自治推進会議から市民投票条例（案）提言 ・平成 26 年度 6 月定例会にて議決 ・平成 28 年度 「市民投票のしおり」の検討、作成 「市民投票システム」の整備 ・平成 29 年度 市民投票条例施行（平成 29 年 4 月～）		・生駒市市民投票条例 （地域コミュニティ推進課） 平成 26 年度 6 月に制定し、平成 28 年度に手続きの流れや期限などをわかりやすくまとめた「市民投票のしおり」を作成。 平成 29 年 3 月に改正（選挙権を有する者の年齢が満 1 8 年以上に引き下げられたため） 令和 3 年 12 月に改正（押印廃止のため） 根拠となる法令：地方自治法			特になし	

第 7 章（第 2 節 第 40 条～第 45 条）

条 文	解 説
第 4 5 条 市民は、市長に対して市民投票を請求することができる。 2 議会及び市長は、市民投票を発議することができる。 3 市民投票の請求、発議、投票資格その他市民投票の実施に関し必要な事項は、別に定める。この場合において、議会及び市長は、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人及び未成年者の参加に十分配慮しなければならない。 4 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。	【解説】 ＜第 1 項＞ 市民の請求により市民投票ができることを定めた規定です。 ＜第 2 項＞ 市議会や市長が直接市民の意思を確認しながらそれぞれの意思決定を行っていくことは、間接民主制を補完する意味でも重要であるため、市議会と市長も市民投票を発議できることを定めています。 ＜第 3 項＞ 市民投票の実施請求に関する具体的な手続やその他市民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定めることを規定しています。その条例においては、定住外国人や未成年者の参加に配慮することとする規定です。 ＜第 4 項＞ 市民投票は法的な拘束力を持たないため、その結果で市長や議会の選択や決断を拘束するものではありませんが、投票の成立要件を含め、あらかじめ投票結果の取扱を定めておくとする規定です。 平成 2 6 年 6 月に上記条文の項目を定めた市民投票条例が制定されたことにより、今後は同条例、同条例施行規則に基づいて手続を行っていくこととなります。

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
（地域コミュニティ推進課） ■生駒市市民投票条例制定（平成 26 年 6 月） 4 5 条各項の内容は、投票条例で明記。 （地域コミュニティ推進課） ■市民投票条例施行（平成 29 年 4 月）		・生駒市市民投票条例（地域コミュニティ推進課） 平成 26 年度 6 月に制定し、平成 28 年度に手続きの流れや期限などをわかりやすくまとめた「市民投票のしおり」を作成。 平成 29 年 3 月に改正（選挙権を有する者の年齢が満 1 8 年以上に引き下げられたため） 令和 3 年 12 月に改正（押印廃止のため） 根拠となる法令：地方自治法			特になし	